

(平成25年12月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年4月21日から同年6月13日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（整理記号C）における資格喪失日に係る記録を同年6月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和43年2月29日から同年3月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（整理記号D）における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月21日から同年6月13日まで
② 昭和43年2月29日から同年3月1日まで
③ 昭和46年1月21日から55年5月21日まで

私は、昭和39年12月から平成8年5月まで、A社及びそのグループ会社で継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が提出した退職金計算書、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社（整理記号C）から同社（整理記号D）に異動）、当該期間に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社（整理記号D）は、昭和42年6月13日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社（整理記号C）において引き続き有すべきものである。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社（整理記号C）における昭和42年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、上記の退職金計算書、雇用保険の記録及び人事異動の名簿の写しから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年3月1日に、同社（整理記号D）から同社（整理記号C）に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社（整理記号D）における昭和43年1月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、申立人は、継続してA社及びそのグループ会社で勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は、申立期間③における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、「資料が残っていないため、確認できない。」と回答している。

また、上記の退職金計算書によると、申立人の勤務継続期間は、昭和

39年12月4日から46年1月20日までと記載されており、雇用保険の記録と一致する上、申立人は、A社E事務所に係る事業所別被保険者名簿において、同年1月21日に資格を喪失し、F社に係る事業所別被保険者名簿において、55年5月21日に資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、A社（整理記号C）、同社E事務所及びF社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間③における被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年12月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年11月30日から同年12月11日まで
A社において、平成12年12月11日に正社員からパートタイマーに変更となった時に、事業所が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年11月30日と届け出たため、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

事業主が交付した健康保険厚生年金保険資格等取得・喪失連絡票の資格喪失日は平成12年12月11日となっているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成12年分賃金台帳、申立人が所持する健康保険厚生年金保険資格等取得・喪失連絡票及び事業主の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳の給与

支給額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は47万円、18年6月21日は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月21日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが分かったが、当該期間においても賞与が支給されており、厚生年金保険料が控除されていたはずである。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与一覧表から、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年12月10日は47万円、18年6月21日は41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額に見合う賞与額

に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 54 年 1 月まで

私は、昭和 52 年 8 月に会社を退職後、個人事業を始めたので、私の妻が、退職した会社から送られてきた私の年金手帳を持参し、同年 9 月頃、私と妻自身の国民年金の加入手続を居住する市の市役所で行ってくれた。

国民年金に加入後は、妻が、私と妻の二人分の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に納付しており、遡ってまとめて納付した記憶も無い。

申立期間の私の国民年金保険料が未納となっていることに加え、妻と未納期間が違っていることにも納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその妻は、国民年金に加入後、国民年金保険料を夫婦一緒に集金人に納付していたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を一緒に納付していたとするその妻も申立期間当時の保険料額及び納付周期について憶^{おぼ}えていないことから、納付状況が不明である。

また、申立人とその妻は、夫婦が所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に記載された日付を国民年金の加入手続を行った時期の根拠として、昭和 52 年 9 月頃、その妻が、夫婦の国民年金の加入手続を行い、その時点から夫婦二人の国民年金保険料を集金人に一緒に納付していたと述べているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番であり、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及びその妻の加入手続時期は、54 年 2 月と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない上、年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」は、加入手続等を行った時点において、過去に強制加入被保険者

となるべき期間が確認されれば、その初日に遡って記載されるものであるから、必ずしも国民年金の加入手続日を特定するものではない。

さらに、申立人が居住していた市の申立人の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金保険料の納付記録は、申立人及びその妻が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和54年2月から現年度納付の記録となっているが、その妻の当該国民年金被保険者名簿の「保険料の現金納付」欄には、53年4月から54年3月までの保険料が55年3月6日に過年度納付され、昭和53年度の納付記録が未納から完納となっている記載が確認できることから、納付状況についても申立人の主張と一致しない。

加えて、申立期間を通じて同一住所地に居住していた申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7151 (事案 5111 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 46 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 46 年 7 月まで

私が 20 歳になる昭和 43 年頃に、母親又は私自身が、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、父親、母親又は私が、店に来た集金人に、両親、姉及び私の 4 人分を一緒に納付していた。

昭和 44 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料に係る「納付書・領収証書、領収済通知書、領収控」のつづり及び国民年金手帳等が見付かったので再度申立てを行った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、20 歳になった昭和 43 年頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その父親又は母親が、店に来た集金人に、申立人、その両親及び姉の 4 人分の申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、i) 申立人の当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、ii) 申立人の国民年金の加入手続は、46 年 7 月頃に行われたものと推認でき、当該期間当時、その父親又は母親が、申立人、その両親及び姉の 4 人分の保険料を一緒に納付していたとは考えにくいこと、iii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 23 年 2 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、当初の主張を変更して、申立期間に係る自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を申立人自身が行っ

た可能性があるとし、また、新たな資料として、昭和 44 年 10 月から 46 年 3 月までの保険料に係る「納付書・領収証書、領収済通知書、領収控」のつづり（以下「納付書等」という。）、居住市からの国民年金手帳の送付や保険料納付に係る「お知らせ」及び国民年金手帳を提出している。しかし、i) 申立期間当時の申立人の記憶が定かではないことなどから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、ii) 納付書等には領収印が無く、申立人も、その母親が納付書等は使用せず、別の納付書を使用し当該期間の保険料を納付したと思うとしていること、iii) 提出された国民年金手帳には「昭和 46 年 7 月 31 日発行」と記載されており、前述の推認される申立人の国民年金の加入手続時期（46 年 7 月頃）と符合することから、申立人又はその母親が、43 年頃に国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたと認めることはできない。

そのほかに年金記録確認 A 地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8716

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 2 日から 40 年 6 月 26 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間より前の A 社に勤務していた期間については脱退手当金を受給した記憶があるが、申立期間については受給した記憶が無い。
調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が脱退手当金の受給を認めている期間における申立人の欄と、同社で再度被保険者資格を取得した申立期間における申立人の欄の両方に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人が脱退手当金の受給を認めている期間と申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間も併せて脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

また、A 社において、申立人が脱退手当金の受給を認めている期間と申立期間は同一の被保険者記号番号で管理されており、同社における 2 回目の被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 40 年 8 月 10 日に脱退手当金が支給決定されているなど、不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。